

# 熊本県医師修学資金貸与制度のご案内

熊本県では、地域に必要な医療を確保するため、県内の医師が不足する地域の病院において医師として業務に従事しようとする学生に対して修学資金を貸与する制度(一定の要件を満たせば返還を免除されます。)を創設しています。

地域医療を通じて、県民が安心して生活できる社会づくりに貢献していただける、意欲ある学生の皆さんの応募をお待ちしています。

※地域の病院とは、地域の公的病院を予定しています。

## 1 貸与条件

貸与額	①入学料相当額 282,000 円(入学年のみ) ②授業料相当額 535,800 円(年額) ③生活費相当額 75,000 円(月額)
採用予定人数	(一般枠) 5人以内 (地域枠) 5人以内(県内高校出身者が対象)
貸与期間	知事が貸与を受ける者として選定した日の属する月(当該月の属する年度の4月から修学している場合は4月)から卒業する日の属する月まで
応募資格	(一般枠) 熊本大学医学部医学科入学者(入学手続きを行った者) ※県外出身者も応募可能です。 (地域枠) 熊本大学医学部医学科地域枠入学者(入学手続きを行った者) <u>※地域枠の選抜は熊本大学が行いますので、熊本大学医学部医学科推薦入試(地域枠)募集要項をご確認のうえ、受験してください。</u>

## 2 申請手続きについて

申請書類	入学試験(推薦、前期、後期)合格者に対して送付される入学手続き関係書類に同封して送付する予定です。
選考方法	書面による審査及び面接等により修学生を選考します。
その他	貸与を受けるにあたっては、必要な資力を有する、独立の生計を営む2人の連帯保証人が必要となります。

※入学手続きの際に、熊本大学に対して、併せて入学金支払い猶予の手続きを行えば、入学料の支払いが猶予されます。ただし、期間内に貸与申請書を提出しない場合や修学生として採用されなかった場合には、直ちに入学料を熊本大学に納入していただくことになります。

### 3 修学資金返還の免除要件等

#### (1) 修学資金返還の免除要件等

次の条件を全て満たしたときは、返済債務の全額が免除されます。

医師免許	大学を卒業した後、2年以内に医師の免許を取得すること。
臨床研修	医師免許取得後、直ちに熊本大学医学部附属病院で臨床研修に従事すること。
勤務する病院等	臨床研修修了後、直ちに知事が指定する病院等(以下「指定病院等」という。)に勤務すること。 ※県内の医師が不足する地域の公立病院等を予定
必要とされる指定病院等での勤務期間	貸与期間の1.5倍に相当する期間 1. 勤務期間には臨床研修期間(2年間)を含みます。 2. 勤務期間中に、大学院への進学、傷病、災害などやむを得ない理由により指定された医療機関での勤務が一時的に困難になった場合は、承認を得ることにより、継続して当該勤務に従事したものとみなします。ただし、その期間は当該勤務期間に算入しません。 3. 貸与期間の1.5倍に相当する期間を計算する場合において、1年に満たない必要とされる勤務期間があるときは、その期間は1年として算定します。
その他	1. 後期研修(熊本大学においては専門修練。臨床研修を修了した者が受ける医師の専門性に関する研修をいい、通算して1年を超える場合においては1年を超える部分を除く。)のため、業務に従事することができなかった場合には、事前に承認を得ることにより、継続して当該勤務に従事したものとみなします。ただし、県内の病院等で後期研修を受ける場合には、その期間を当該勤務期間に算入するものとし、それ以外の場合には、当該勤務期間には算入しないものとします。 2. 知事が指定する病院等に医師として勤務している期間中の業務(臨床研修及び後期研修を含む。)に起因して死亡し、又は当該業務に起因する傷病のため業務に従事することができなくなったときは、返済債務の全額を免除します。

#### (2) 貸与契約の解除及び貸与の停止

契約を解除する場合	次の条件に該当した場合には、貸与契約を解除します。 ①退学したとき。 ②学業成績が著しく不良になったと認められるとき。 ③修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。 ④死亡したとき。 ⑤上記の場合のほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
貸与の停止	休学し、又は停学の処分を受けたときは、その間の修学資金の貸与を行いません。

### (3) 修学資金の返還

返還しなければならない場合	<p>次の条件に該当する場合には、一括して返還しなければなりません。その際の返還額は、貸与額に利息を加えた額となります。</p> <p>①(2)①～⑤に該当したことにより貸与契約が解除されたとき。</p> <p>②大学医学部を卒業した後死亡したとき。</p> <p>③大学医学部を卒業した後2年以内に医師の免許を取得できなかったとき。</p> <p>④医師の免許取得後直ちに臨床研修に従事しなかったとき。</p> <p>⑤医師の免許取得後直ちに臨床研修に継続して従事した場合において、その修了前に当該臨床研修に従事しなくなったとき。</p> <p>⑥医師の免許取得後直ちに臨床研修に継続して従事した場合において、その修了後直ちに指定病院等医師業務に従事しなかったとき。</p> <p>⑦医師の免許取得後直ちに臨床研修に継続して従事しその修了後直ちに指定病院等医師業務に継続して従事した場合において、必要とされる指定病院等での勤務期間に当該指定病院等医師業務に従事しなくなったとき。</p>
返還利息	貸与を受けた月数に応じ、修学資金の額につき年 10 パーセントの割合で計算した額とします。
延滞利息	正当な理由がなく、定める期限までに返還しなかったときは、遅延利息年 14.6 パーセントが課されます。

<返還義務免除となる場合のイメージ> (網掛け箇所が必要勤務期間に算入される期間)

	大学						必要勤務期間													
							前期臨床研修		指定病院等勤務期間											
							1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
卒業後の勤務パターン1	修学資金貸与						指定病院における臨床研修		指定病院等勤務											
卒業後の勤務パターン2 (県内の病院等で後期研修を受けた場合)	修学資金貸与						指定病院における臨床研修		指定病院等勤務			県内の病院等における後期研修		指定病院等勤務						
卒業後の勤務パターン3 (県外の病院等で後期研修を受けた場合)	修学資金貸与						指定病院における臨床研修		指定病院等勤務			県外の病院等における後期研修		指定病院等勤務						
卒業後の勤務パターン4 (大学院に進学した場合)	修学資金貸与						指定病院における臨床研修		大学院(4年)へ進学			指定病院等勤務								

### 4 その他

このほかにも条件等がありますので、内容についてのお尋ねがありましたら、下記連絡先までお尋ねください。

<お問い合わせ先>

熊本県健康福祉部健康局医療政策課医師確保推進班

〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号

TEL 096-333-2204

FAX 096-385-1754